

那覇港管理組合港湾緑地使用許可に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成14年那覇港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）、那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則（平成14年那覇港管理組合規則第14号。以下「規則」という。）及び那覇港管理組合港湾施設使用等に関する文書の様式を定める規則（平成14年那覇港管理組合規則第20号）の規定に定めるもののほか、緑地使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(緑地使用許可申請書の受付)

第2条 緑地使用許可の受付は、使用を希望する日の属する月の前月の初日から使用を希望する前日までに行う。

(緑地の使用基準)

第3条 次の各号に該当する場合は、使用の不許可及び使用の制限をすることができる。

- (1) 営利を目的とした行為は、原則として許可しない。
- (2) 政党やその他の政治団体による政談演説会等及びその他の選挙に伴う集会等については、選挙の告示前、告示後を通じ、原則として1回とする。
- (3) 同一緑地を運動会、盆踊り、グランドゴルフ等及びこれらのための練習に使用する場合は、月3回までとする。ただし、他の団体の迷惑にならない範囲でそれ以上の使用許可をすることができるものとする。

(使用料の免除)

第4条 条例第18条に規定する「那覇港管理組合管理者が公益上その他特別な理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による学校または幼稚園若しくは保育所等が教育上又は保育上の目的で使用する場合
- (2) 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）の規定による社会福祉団体又はその他の福祉団体が福祉上の目的で使用する場合
- (3) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用する場合
- (4) 自治会、郷友会又はボランティア団体等が緑地清掃（清掃ボランティア）を使用条件として使用する場合

(観月会等をする場合の使用料)

第5条 観月会等をする場合の緑地使用料については、参加者1人当たり3平方メートル使用するものとして、規則第14条（運動会等をする場合の緑地使用料）の規定に基づき算出するものとする。

付 則

この要領は、2003年（平成15年）5月15日から施行する。

利用料金の額（別表第1）

駐車場料金	泊ふ頭地下駐車場 (1) 車両1台 1時間以内 (2) 1時間を超える場合は、1時間までごとに100円を加算する。	200円
緑地料金	泊ふ頭G号ふ頭用地（泊ふ頭泊緑地） (1) 運動会、集会、展示会その他営利を伴わないものを行うとき 1日以内、1平方メートルまでごとにつき (2) 出店、興業その他営利を伴うものを行うとき 1日以内、1平方メートルまでごとにつき	12円以内で規則に定める額 24円

利用料金の額（別表第2）

泊緑地 料金区分	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 17時	13時～ 21時	9時～ 21時
運動会、集会その他これらに類する行為をする場合	2円	2円	3円	3円	4円	5円
展示会その他これらに類する行為をする場合	3円	3円	6円	6円	9円	12円

※緑地の利用許可条件

1. 緑地内及び周辺での火気使用を禁止する。
2. 緑地使用後は責任を持って周辺の清掃を含め、現状に復すること。
3. 那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例規則、その他関係法令を遵守すること。